

3. 書類の操作

(1) 基本承認順序設定と押印欄設定について(土木業務委託)

あいち建設情報共有システムでは、受注者様からいただいた利用申込書に記載のあった職位情報に基づき、ご利用される電子納品バージョンに応じて、基本的な承認順序および押印欄があらかじめ設定されます。愛知県の業務に関する契約約款、又は共通仕様書記載の例により正しく利用申込された場合にシステムが設定する基本承認順序は以下の通りです。

《測量業務における基本承認順序》

【受注者発議】

担当技術者→現場代理人→（増員技術者）→主任技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→担当技術者→現場代理人→（増員技術者）→主任技術者

《地質・土質調査業務における基本承認順序》

【受注者発議】

担当技術者→現場代理人→（増員技術者）→主任技術者→照査技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→担当技術者→現場代理人→（増員技術者）→主任技術者→照査技術者

《設計業務等における基本承認順序》

【受注者発議】

担当技術者→管理技術者→（増員技術者）→照査技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→担当技術者→管理技術者→（増員技術者）→照査技術者

《発注者支援業務等における基本承認順序》

【受注者発議】

担当技術者（発注）→管理技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→担当技術者（発注）→管理技術者

《用地調査・物件調査委託業務における基本承認順序》

【受注者発議】

業務従事者→担当技術者（用地）→（増員技術者（用地））→主任担当者→照査技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→業務従事者→担当技術者（用地）→（増員技術者（用地））→主任担当者→照査技術者

《 用地補償総合技術業務における基本承認順序 》

【受注者発議】

業務従事者→担当技術者（用地）→（増員技術者（用地））→主任担当者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→業務従事者→担当技術者（用地）→（増員技術者（用地））→主任担当者

《 道路台帳調査業務における基本承認順序 》

【受注者発議】

管理技術者→照査技術者→専任監督員→主任監督員→総括監督員

【発注者発議】

専任監督員→主任監督員→総括監督員→管理技術者→照査技術者

【留意点】

- | |
|---|
| <p>（１）「担当技術者」「担当技術者（用地）」「専任監督員」「主任監督員」が複数名含まれる場合は、並列決裁で作成されます。</p> <p>（２）担当技術者（「担当者技術者（発注）・担当技術者（用地）」を除く）は押印されません。担当技術者の押印が必要な場合は、押印欄の設定を変更してください。設定の方法については、本マニュアル「(4) 承認順序（決裁経路）の変更」（P17）を参照ください。</p> |
|---|